

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第67号）（教育委員会事務局総務部総務課）

京都市教育相談総合センターにおいては、使用者の利便性の向上を図るため、障害者、カウンセリング利用者等に対して駐車場の使用料を減額し、又は免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 67 号

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例

京都市教育相談総合センター条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「使用する者」を「使用するもの」に、「駐車させる者」を「駐車させるもの」に改め、「250円」の右に「(児童及び生徒並びにこれらの保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。)であって、当該児童及び生徒の教育について相談し、又はカウンセリング若しくは学校生活等への適応のための支援を受けるものが現に使用中の自動車を駐車させるものにあつては、30分までごとに150円。ただし、使用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに250円を600円に加えた額)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)